

川崎市立学校定期健康診断にかかる補助員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校保健安全法第13条に基づき実施している児童生徒の定期健康診断において、養護教諭複数配置基準である小学校850人、中学校800人に満たない程度に児童生徒数が多い学校（以下「対象校」という。）に定期健康診断にかかる補助員（以下「定期健診補助員」という。）を配置し、定期健康診断の円滑な実施及び適正な事務処理を確保する。

(職務)

第2条 定期健診補助員は、次の各号に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 定期健康診断にかかる事務処理
- (2) 定期健康診断の補助業務
- (3) その他、定期健康診断にかかる業務

(配置対象校)

第3条 定期健診補助員を配置することができる対象校は、養護教諭複数配置基準である小学校850人、中学校800人に満たない程度に児童生徒数の多い学校とする。なお、児童生徒数については、毎年4月5日現在の人数とする。ただし、4月5日の学校からの報告人数とし、学校基本調査の結果と調整はしない。

(配置人数)

第4条 対象校1校における配置人数は1名とする。

(期間)

第5条 定期健診補助員を配置することができる期間は、4月1日から7月31日までとする。

(回数)

第6条 対象校における定期健診補助員の配置は半日（3時間）を1回とし、回数は10回を限度とする。

(決定)

第7条 教育委員会健康教育課長は、毎年4月5日現在の児童生徒数に基づき、対象校長あて希望調査を行ない、希望のあった対象校に対し定期健診補助員の配置を決定するものとする。

(報告)

第8条 対象校は、定期健診補助員を配置した場合、川崎市立学校定期健康診断補助員実績報告書（以下、「報告書」という。）により定期健診補助員の配置実績を教育委員会健康教育課長に報告しなければならない。

(費用)

第9条 教育委員会健康教育課長は対象校からの報告書に基づき、1回につき3,000円を定期健診補助員に支払う。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

(あて先) 健康教育課長

学校名 _____

校長名 _____ 印

川崎市立学校定期健康診断補助員実績報告書

平成 年度定期健康診断の実施に伴う補助員の配置について次のとおり報告します。

フリガナ 補助員氏名	補助員 住所 (自宅)	補助員電話番号	補助員 生年月日	謝礼振込口座 (補助員本人名義のもの)			
				銀行名	支店名	預金種類	口座番号
	〒 _____		明・大・昭・平 年 月 日			1・普通 2・当座	

1	平成 年 月 日 午前・午後	6	平成 年 月 日 午前・午後
2	平成 年 月 日 午前・午後	7	平成 年 月 日 午前・午後
3	平成 年 月 日 午前・午後	8	平成 年 月 日 午前・午後
4	平成 年 月 日 午前・午後	9	平成 年 月 日 午前・午後
5	平成 年 月 日 午前・午後	10	平成 年 月 日 午前・午後

***通帳のコピー (お名前の読み方と口座番号がわかる部分)** もホチキス留めをして添付してください。

*御記入いただきました内容は、補助員謝礼のお支払い手続きにのみ使用するものです。

*源泉徴収票作成に必要なため、補助員の方の生年月日についても必ず御記入ください。

*業務終了後、速やかに提出してください。